

若者・Z世代応援パッケージプロモーション事業 委託仕様書

1 目的

成熟社会を迎え人口減少が進む中であっても兵庫が成長・発展を続けるためには、一人ひとりが輝き、個の力を高めていくこと、とりわけ次の時代を担う若者が存分に力を発揮できる環境を整えることが重要である。

このため、若い世代が抱える不安を払拭し、自らが望む学びや働き方、暮らし方ができる兵庫を目指す第一歩として、令和6年度より分野横断的に若い世代を直接応援する施策「若者・Z世代応援パッケージ」を展開している。

この施策パッケージを着実に推進していくためには、県民、特に主なターゲットとなる若い世代への理解促進が欠かせない。そこで、様々な媒体を活用した施策のPR、および情報発信拠点としてのポータルサイトの内容充実等に取り組み、本施策の理念および内容等についてのより一層の普及啓発を目指す。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

受託者は、上記目的を達成するために次の業務、およびその他目的の達成に必要な業務を実施すること。

その際、主なターゲットである若者・Z世代（10代後半～30代）をはじめとした県民だけでなく、県外のターゲット層に対しても、兵庫県が若者への応援に力を入れていることを浸透させることができるよう留意すること。

(1) 全体の広報戦略

「次代を担う若い世代が抱える不安の払拭」や「自らが望む学びや働き方、暮らし方ができる兵庫」といった若者・Z世代応援パッケージの理念や具体的な取り組み内容等について、兵庫県が若い世代を応援していくことが広く伝わるよう、どのような方針・考え方で広報するのか、全体の広報戦略を立案すること。

(2) 広報手法

(1)の広報戦略に基づき、パッケージの理念や取組内容の訴求に効果的な広報メディア（テレビ、ラジオ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告等）等を利用した戦略的な情報発信による「若者・Z世代応援パッケージ」ポータルサイト（以下、「施策ポータルサイト」という）への誘導に関する取組を提案すること。また、情報発信拠点となる施策ポータルサイト内におけるコンテンツ制作等による内容充実に関する取組についても、あわせて提案すること。

※施策ポータルサイト：<https://wakamono-zsedai.pref.hyogo.lg.jp>

(3) 実績報告

ア 受託者はすべての業務を実施後、速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。その際、各種イベントに出展する場合は開催の様子についての記録写真を撮影したデータを、PR資材等を制作する場合は、制作物の現品をそれぞれ納品し、開催、制作の証憑とすること。

イ 契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

ウ この業務に要した費用の額が、委託契約の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。

4 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の

進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及び兵庫県情報セキュリティ対策指針に十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務実施により生じた成果品（著作物等）については、委託者において契約期間満了後も二次利用を含む再利用および再編集を自由に行うことができるものとする。

イ 本業務実施により生じた成果品（著作物等）に関する著作権は、契約期間に関係なくすべて委託者に帰属するものとする。

ウ 受託者は、成果品（著作物等）が第三者等の著作権や所有権、肖像権をはじめとしたその他の権利を侵害しないことを保証すること。また、制作に関して第三者等の著作権や所有権、肖像権をはじめとしたその他の権利に関する使用等の許諾等が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行い、費用が発生する場合は、受託者において負担すること。

エ 受託者は、委託者が成果品（著作物等）を契約期間満了後も二次利用を含む再利用および再編集を自由に行うことができるよう、著作権や所有権、肖像権をはじめとしたその他の権利に関する必要な手続きを行い、費用が発生する場合は受託者において負担すること。

(4) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(5) 再委託

ア 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

イ ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

ウ なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(6) その他

ア 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

イ 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が成立しない場合は本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。